

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上を目指した経営の透明性の確保、コンプライアンス体制の整備及び情報開示の推進などを通して、コーポレート・ガバナンス機能の強化を図っております。また、株主を含む全てのステークホルダーの利益を最大限に尊重するという責務を果たすためには、経営の迅速化を図ることが重要であると認識しております。今後一層、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を講じることにより、コーポレート・ガバナンス機能をさらに強化していくことが経営の最重要課題の一つであると位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全て実施いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
藪ノ 賢次	1,054,800	47.50
藪ノ 郁子	218,500	9.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	65,100	2.93
株式会社SBI証券	63,913	2.87
マネックス証券株式会社	39,016	1.75
楽天証券	31,100	1.40
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	29,000	1.30
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	25,455	1.14
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN(CASHPB)(常任代理人 野村證券株式会社)	25,200	1.13
生田 亮人	24,300	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無更新	藪ノ 賢次
-------------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	11 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、基本的に支配株主との取引は行わない方針ですが、当社と支配株主との間に取引が発生する場合は、取締役会において取引内容及び取引の妥当性等について審議の上、取引の是非を決定し、少数株主の皆様の利害を害することの無いよう対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉崎 浩一郎	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉崎 浩一郎	○	――	会社経営に関する豊富な経験と見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。 同氏は当社及び当社の経営陣から独立した立場にあり、一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との連携状況
 当社監査役は会計監査人より、会計監査の計画ならびに監査の方法、監査の実施内容、監査結果について、定期的に報告および説明を受け、協議しております。また、当社監査役は会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るため、適宜必要と思われる事項について会計監査人と協議を行っております。

監査役と内部監査部門との連携状況
 当社監査役は、内部統制状況について口頭ならびに書面にて定期的に内部監査実施報告を受けております。その他、適宜必要と思われる事項につきましては、その都度常勤監査役と内部監査室長が協議しております。

内部監査部門と会計監査人の連携状況
 内部監査室は会計監査人のヒアリングを受けるとともに、適宜情報交換を図っております。また、内部監査室は、財務報告に関わる内部統制報告制度の対応窓口として、評価範囲及び監査スケジュールについて会計監査人と協議し、内部統制評価テストの進捗状況に応じて、監査が円滑に進められるよう、適宜連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
嶋内 秀之	他の会社の出身者													
福本 洋一	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「—」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
嶋内 秀之	○	—	会社経営に関する豊富な知識と経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。 同氏は当社及び当社の経営陣から独立した立場にあり、一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

福本 洋一	○	——	長年にわたり弁護士業務の経験を重ね、また日本システム監査人協会の理事を務めるなど、豊富な知識と幅広い知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。同氏は当社及び当社の経営陣から独立した立場にあり、一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
-------	---	----	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
その他独立役員に関する事項	

独立役員の資格を充たす社外役員につきましては、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
該当項目に関する補足説明 更新	

当社業績に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上と経営体質のさらなる強化を図ることを目的として、ストックオプション及び譲渡制限付株式を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員
該当項目に関する補足説明	

取締役、使用人の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

報酬等の総額が1 億円以上である者が存在しないため、個別の開示の記載をしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

各取締役の報酬の金額については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内とし、各取締役の報酬配分の決定については、取締役会から一任を受けた代表取締役が、各取締役に求められる職責及び実績等を勘案し、各取締役の適性な報酬額を決定する手続きとなっておりますが、決定に際し、事前に取締役会にて経営幹部陣に対する評価、報酬決定の背景等を説明する機会を設定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役や社外監査役が、独立した立場から、経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、管理部との連携のもと、必要に応じて、経営に関わる必要な資料の提供や説明を行う体制をとっております。また、この体制を円滑に進行させるため、常勤監査役が管理部と密接に連携することで、各部門からの情報収集を行ない、取締役会・監査役会での情報共有により、社外取締役、社外監査役の独立した活動をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(a) 取締役会
当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成されており、代表取締役社長CEO 藪ノ賢次が議長を務めております。その他の構成員は取締役2名(生田亮人、岡本哲郎)及び社外取締役1名(吉崎浩一郎)であり、定時の取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時の

取締役会を開催しております。取締役会では法令、定款及び規程で定められた事項や重要な経営に関する意思決定を行う他、取締役から業務執行状況の報告を適時受けております。また取締役会には全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

(b) 経営会議

当社の経営会議は、取締役3名、常勤監査役1名、執行役員1名及び事業部長2名で構成されており、代表取締役社長CEO藪ノ賢次が議長を務めております。その他の構成員は取締役2名(生田亮人、岡本哲郎)、常勤監査役1名(高瀬博)、執行役員1名及び事業部長2名であり、毎月1回以上開催しております。経営会議は、職務権限上、取締役会に次ぐ意思決定機関であり、経営に関する重要な事項の審議を行い、権限が一部に集中しないよう議決に加わることが出来る構成員の過半数をもって決議しております。また、各部門間における情報共有及び意見交換の場としても機能し、活発な議論を行っております。経営会議の内容は社外取締役に共有しております。

(c) 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名(社外監査役)により構成されており、常勤監査役高瀬博が議長を務めております。その他の構成員は2名(嶋内秀之、福本洋一)であり、定時の監査役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時の監査役会を開催しております。監査役会では、監査計画や重要な事項を協議するとともに、監査役監査及び内部監査の内容を相互に共有しております。

(d) 内部監査室

当社の内部監査室は、社員1名により構成されております。内部監査室は、代表取締役が承認する内部監査計画に基づき、「内部監査規程」に定める対象組織について、その経営目標・事業目標やリスクに照らして、財務報告、内部統制の設計の適合性、及び運用の状況を、独立性を持って検証する役割と責任を負っております。実施した内部監査の結果については、代表取締役に対して監査結果を報告しております。また、内部監査担当者は監査役、会計監査人とそれぞれ独立した監査を実施しつつも、定期的に合同面談を実施し、会計や内部統制に関する事項はもちろん、幅広く諸事項について三者で意見交換を行い、緊密な連携関係の構築に努めております。

(e) 会計監査人

当社は有限責任 あずさ監査法人を会計監査人としております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、企業価値の向上を目指した経営の透明性の確保、コンプライアンス体制の整備及び情報開示の推進などを通して、コーポレート・ガバナンス機能の強化を図っております。また、株主を含む全てのステークホルダーの利益を最大限に尊重するという責務を果たすためには、経営の迅速化を図ることが重要であると認識しております。今後一層、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を講じることにより、コーポレート・ガバナンス機能をさらに強化していくことが経営の最重要課題の一つであると位置づけております。

具体的には、社外取締役を1名設置し、客観的視点からの意見を積極的に受け入れ、経営に対するチェック機能を高めております。監査役3名のうち、2名が社外監査役であり、社外取締役と合わせてコーポレート・ガバナンス機能を強化しております。また、当社は意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図るため、職務権限上取締役会に次ぐ意思決定機関として経営会議を設けております。常勤監査役を含めた経営会議(毎月1回以上開催)において重要事項の審議を行うことで企業経営の健全化を図っております。経営会議に付議された議案のうち必要なものについては取締役会に上程されます。

この体制により、迅速な経営を図りつつ、ステークホルダー全員の利益を最大限に尊重するコーポレート・ガバナンスが機能すると判断し、採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日の設定に関しては、集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使が可能となるよう計画を進めております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページへのディスクロージャーポリシーの掲載を検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な説明会は開催しておりませんが、個人投資家向けの説明会やIRイベントへの参加を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に決算説明会を開催する方針です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	将来的には、海外投資家からの要望に応じた個別面談や説明会等の開催を検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにIR専門ページを開設し、各種IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ビジョン・ミッション」を新たに定めるとともに、全社員への周知徹底を行なっております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページ及び適時開示を通じて、適切な情報提供に努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、会社経営に関する重要事項および業務執行状況を取締役に報告して情報の共有化を図り、それに関する意見を交換することにより、取締役会による取締役の業務執行の監督を充実させる。
- (2) 取締役会は、取締役会規程に従い取締役会に附議された議案が十分審議される体制をとり、会社の業務執行に関する意思決定が法令および定款に適合することを確保する。代表取締役は、法令もしくは取締役会から委任された会社の業務執行を行うとともに、取締役会の決定、決議および社内規則に従い業務を執行する。
- (3) 取締役を含む役職員が、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準としての企業理念の他、コンプライアンス規程を制定し、法令および定款の遵守ならびに浸透を図る。また、役職員に対して、重大な不祥事・事故について速やかに周知する他、必要な教育を実施する。
- (4) 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、法令、定款及びその他の社内規程に則り作成、保存、管理する。
- (2) 「取締役会」「経営会議」、その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、その他の管理業務、リスクおよびコンプライアンスに関する情報について、法令・定款および社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行う。組織としてコンプライアンス委員会及び内部監査室を設置し、リスクの状況把握・監視を行い、取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告する。会社が発生した、または発生する恐れのあるリスクを発見した役職員が連絡できる窓口を設ける。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は権限分配を含めた効率的な業務遂行システムを構築し、職務執行の効率化・迅速化を図る。
- (2) 取締役会は、中期経営計画を設定し、代表取締役、取締役がその達成に向けて職務を遂行した成果である実績を管理する。
- (3) 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務の執行状況について報告を行い、取締役の職務の執行について監視・監督を行う。また、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。

5. 取締役会の役割と責任

取締役会は、法令、定款及びその他の社内規程に基づき、財務報告と内部統制の整備・運用につき監督する役割と責任を負う。これには経営者が職務の執行を効率的に行っているかに関する評価も含まれる。

6. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 使用人が、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準としての企業倫理の他、コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス規程に違反する行為を未然に防ぐため、通報窓口を設ける。
- (2) 適宜コンプライアンス研修を実施し、法令および定款の遵守ならびに浸透を図る。

7. 監査役の役割と責任

監査役は、取締役の職務執行に対する監査の一環として、経営執行機能から独立した立場から、取締役による内部統制の整備・運用状況を監査し、必要に応じ取締役会に対しその結果を報告し、内部統制の改善を助言、または勧告する役割と責任を負う。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の業務が適切に行われるよう対応することとする。

9. 前項の使用人の取締役からの独立性および監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当該使用人の任命・評価・異動については、監査役の意見を尊重して行う。
- (2) 当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとする。
- (3) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の業務を優先して従事するものとする。

10. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務の執行状況について報告する。
- (2) 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、速やかに監査役に報告する。
- (3) 「コンプライアンス規程」に基づき報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、規程等を整備する。

11. 監査費用の前払又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、監査費用の前払い等の請求があった場合は、速やかに当該費用の支給を行うものとする。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、監査上の重要課題について意思疎通を行うものとする。
- (2) 監査役は、必要に応じて会計監査人等外部の専門家と意見および情報の交換を行うことができるものとする。
- (3) 監査役は、内部監査室と相互連携を図る。

13. 内部監査室の役割と責任

内部監査室は、代表取締役の承認する計画に基づき、「内部監査規程」に定める対象組織について、その経営目標・事業目標やリスクに照らし、財務報告、内部統制の設計の適合性、及び運用の状況を、独立性を持って検証する役割と責任を負う。監査対象組織は、内部監査室の要求に応じて正確で完全な情報を提供する。

14. 財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制

(1) 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、財務報告に係わる内部統制システムの構築を行う。

(2) 適正かつ適時の財務報告のために、法令および会計基準に沿った財務諸表を作成し、情報開示に関連する規程に則り、協議・検討・確認を経て開示する体制を整備する。

(3) 評価・改善結果は、代表取締役を通じ、取締役会、及び監査役に適宜報告する。

(4) 重要な欠陥等が発見された場合、担当部署への報告に加え、代表取締役を通じ、取締役会、及び監査役に適宜報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対し、「反社会的勢力排除に関する規程」「反社会的勢力排除対応マニュアル」を定め、いかなる形であっても反社会的勢力に関与することは絶対に行わない、反社会的勢力との一切の関係を持たない体制を整えております。整備状況については、新規取引先との取引開始時には、日経テレコン21による記事検索をはじめ、風評等の信用調査情報を収集した上で取引を実行するなど、管理体制を確立しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策を導入しておらず、またその計画也没有せん。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

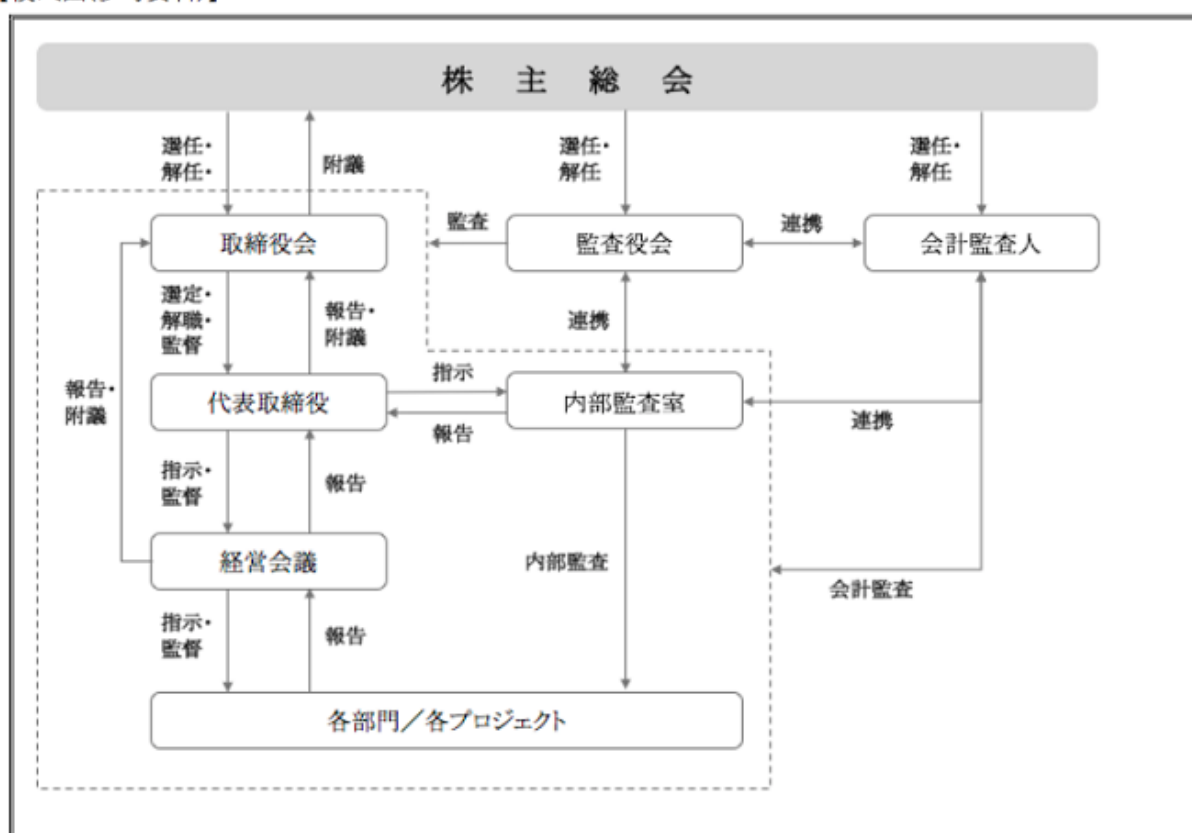
(1) コーポレート・ガバナンス体制について

模式図(参考資料)をご参照ください

(2) 適時開示について

当社は取締役CFOを適時開示の責任者としております。収集された情報は、逐次、適時開示責任者に集められ、所用の検討・手続きを経たうえで公表すべき情報は適時に公表されることとしております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

